

実践型地域雇用創造事業に関するQ&A

厚生労働省職業安定局地域雇用対策室

平成24年6月

(質問及び回答集)

【総論的な事項】

1	Q	事業の趣旨を教えてください。
	A	地域を取り巻く環境は種々多様であることから、地域の雇用創造については、国による全国一律的な支援に加え、意欲ある地域による自主性・創意工夫ある取組が効果的で重要であることから、地域の実情に応じた創意工夫に基づく雇用創造の取組をより効果的に推進するため、地域雇用創造推進事業と地域雇用創造実現事業を統合し、実践型地域雇用創造事業(以下「実践事業」という。)として新たに一体的に実施するものです。
2	Q	実施地域の要件如何。
	A	この事業を実施できる地域は、以下の2つの条件のいずれも満たすことが必要です。 ① 地域雇用開発促進法に規定する自発雇用創造地域であること。 ② 地域雇用創造推進事業に係る地域再生計画の認定(変更申請の認定を含む)を受けていること。
3	Q	自発的雇用創造地域とは。
	A	該当市町村を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)における一般又は常用有効求人倍率が全国平均(全国平均が1倍以上の時は1、0.67倍未満の時は0.67)以下の地域です。 なお、平成24年度第2次募集に係る全国の数値については、下記(1)(2)のとおりです。自発雇用創造地域の該当、非該当については、都道府県労働局にお問い合わせ下さい。 (1)一般有効求人倍率 ①3年間(平成21年度～23年度の平均) → 0.67(要件緩和) ②1年間(平成23年度) → 0.68 ※上記①②のいずれも満たす必要があります。 (2)常用有効求人倍率 ①3年間(平成21年度～23年度の平均) → 0.67(要件緩和) ②1年間(平成23年度) → 0.67(要件緩和) ※上記①②のいずれも満たす必要があります。
4	Q	複数の市町村が連携して事業を実施する場合、隣り合っている必要はありますか。また県境を越えた連携は可能でしょうか。
	A	複数の市町村が共同して地域雇用創造計画を策定し、対象地域で一体に対策を講ずるものですから、原則、隣接した市町村を想定しています。 また、県をまたがる地域の連携については、委託契約が都道府県労働局長が協議会と締結することになることから、認めていません。

5	Q	A市町村の区域が二つの安定所の管轄となっている場合の有効求人倍率の要件は、どのようになるのか。
	A	A市町村がB安定所及びC安定所の管轄区域にまたがっている場合、労働力人口のシェアで判断することになります。仮にB安定所でA市町村の労働力人口のシェアが80%以上であればB安定所のみのデータで判断し、B安定所、C安定所のどちらもA市町村の労働力人口のシェアが80%未満であればB安定所とC安定所のデータを合算して判断することになります。
6	Q	事業内容に制約はあるのでしょうか。
	A	実践事業は、地域における雇用創造のための提案型の事業です。したがって、 ① 地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的な取組と相まって実施する人材確保・人材育成・雇用創出といった雇用創造に係る取組であること ② 地域で策定し、国が認定した当該地域の「地域再生計画」や国による他の施策との整合性がとれていることが必要です。 また、実践事業は労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は能力開発事業であることから、地域求職者等の就職や創業の促進に直接資する事業内容とする必要があります。 なお、対象外となる事業については、募集要項4(4)ホ「委託事業で措置しない経費」を参照するほか、各都道府県労働局にお問い合わせ下さい。
7	Q	実践事業は、パッケージ事業と実現事業を統合し、一体的に実施することになっていますが、統合して何が変わったのでしょうか。
	A	基本的な考え方はそのままに管理面や運用面で取扱いを変更して効率化を図っています。例えば、パッケージ事業と実現事業の管理面が一本化されて契約等の手続きが効率的になります。 また、現行では実現事業で得たノウハウを提供する際には、その度毎に提供の場を設けることになっていますが、実践事業では、基本メニューの雇用拡大メニューのセミナーにそれを組み入れることによって提供が可能になります。加えて、現行では実現事業での収益は不可としていましたが、要件如何では可能となります。
8	Q	事業推進員と実践支援員の業務の違いは何でしょうか。
	A	事業推進員とは、実践事業の運営全体の進捗管理及び実施並びに関係機関等との連絡調整を行う者として、事務局に配置される者を指します。 具体的には、以下のような業務を行うこととしています。 ① 事業の進捗管理・実施に係る事務 ② 事業の実施状況の確認 ③ 事業の実施結果の取りまとめ ④ 事業実施に係る関係機関及び関係団体等との連絡調整 ⑤ その他、事業の実施に当たり必要な業務 また、実践支援員は実践メニューで実施する事業のみに特化して従事する者です。 つまり、事業推進員は、実践事業の全体に関与することができますが、実践支援員は実践メニューに係る業務以外に従事することはできません。 なお、事業推進員も当該委託事業による人員であることから 当該事業に関する業務以外に従事することはできません。

【協議会に関する事項】

9	Q 都道府県が実践事業の提案・実施主体となることは可能でしょうか。 A 実践事業は市町村レベルでの自主的かつ地域一体となった取組を支援するものであることから、都道府県が主体になることはできません。 あくまでも、事業の実施を希望する地域の市町村、経済団体等を構成員とする協議会（又はその設立準備会議）が事業を提案することとなっています。 したがって、当該地域の市町村は参加せず、都道府県だけが参加した協議会が事業を提案することはできませんが、当該地域の市町村、経済団体等が参加した上で都道府県が協議会の構成員の一員となり、構想を提案することは可能です。 また、実践事業の活用を盛り込む地域再生計画についても、市町村が策定する地域再生計画に都道府県が参加することは可能ですが、都道府県のみが主体となって策定した地域再生計画をもって、実践事業を認めることはできません。 なお、実践事業の実施主体は、協議会又は協議会の指定する民間団体等となっています。したがって、都道府県が協議会の一員として事業の実施にかかわることは可能です。
10	Q 事業の提案主体と実施主体が異なってもよいのでしょうか。 A この事業は、提案公募型の委託事業であり、雇用創造に自発的に取り組む地域から提案された雇用対策の事業構想のうち、雇用創造効果が高いものを選抜し、事業を委託するものです。 したがって、事業の実施に当たっては、提案主体である協議会が自ら事業を実施する場合はもちろん、再委託等により他の団体等が事業を実施する場合にあっても、管理主体はあくまで協議会であり、効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業評価等全体的な管理は協議会が責任をもって行うことになります。 このような観点から、事業の提案を行う主体と実施する主体が全く無関係であることは認められません。 したがって、実践事業として実施する取組についてのアイディアがある方々は、この事業を提案・実施しようとする意欲のある地域の市町村、経済団体等にアイディアを提供していただくようお願いします。
11	Q 地域雇用創造協議会には、地域の経済団体等の参加は必要ですか。また、地域外からの参加は可能でしょうか。 A 地域雇用創造計画に定める地域雇用創造協議会については、地元の市町村及び経済界等の参加は不可欠です。地域に複数の経済団体がある場合、協議会にすべての団体が参加する必要はありませんが、地域重点分野に関連の深い主要団体の参加は必要です。 また、協議会は、地元の市町村及び経済界等に加えて、県や地域のNPO、労働組合、地域外からの専門家等の参加は可能です。ただし、厚生労働省が所管する委託事業のため、都道府県労働局やハローワークの職員が協議会の構成員として参加することはできません。
12	Q 協議会は、実践事業以外の業務を行う事は可能でしょうか。 A 差し支えありません。 ただし、委託費の流用は認められないほか、事業推進員を委託事業以外の業務に就かせることもできません。

13	Q	実践事業終了後の事業責任について、協議会が解散した場合などは、どのような取扱いになるのでしょうか。
	A	事業終了後に協議会が解散する場合は、一般的に会計法上必要な書類等を市町村(県)で保管することになっています。これは地域雇用開発促進法第2条第3項4号によるものです。同様に、事業終了後に何らかの問題が生じた場合は市町村(県)に帰属すると解します。(例えば、協議会解散後に委託費の返納が生じた場合などが考えられます。)ですから、委託費の会計処理は正確に行うよう十分注意してください。
14	Q	実践事業終了後の計画や波及的効果について、調査等の確認は行われるのですか。また、仮に計画通りでなかった場合や波及効果が出ていなかった場合の取扱いはどうなるのでしょうか。
	A	事業終了後のフォローアップとして調査を行います。パッケージ事業、実現事業でも行われていましたので、同様の調査等を実施する予定です。 また、計画や波及効果については、事業の検証や見直し等の参考にさせていただくほか地域へのアドバイス等に利用させていただきますので、結果により、委託費の回収等に発展するようなことはありません。 しかし、調査の過程で、不適正な支出等があることが確認できた場合は、回収等の手続きを行います。

【応募に関する事項】

15	Q	実践事業に応募するに当たって、既にパッケージ事業と実現事業のいずれか、若しくは両事業を実施済みであった場合の取扱いは、どうなるのでしょうか。
	A	実践事業は、今までのパッケージ事業と実現事業を統合し、新たに実施する事業となるので、既にパッケージ事業と実現事業のいずれか、又は両事業を実施済みであっても応募可能となります。また現在、両事業を実施中であっても同様です。
16	Q	実践事業を実施するに当たり、過去にパッケージ事業、実現事業を実施した場合、重点分野等が重複していても構わないでしょうか。
	A	事業構想で過去にパッケージ事業、実現事業で選択された事業をそのまま実践事業で実施することは出来ません。重点分野が重複していても構いませんが、事業計画の事業内容の1/2以上が変更されていることが必要です。
17	Q	実践事業を実施しようとする場合、基本メニューと実践メニューの重点分野は一致していないといけないのでしょうか。
	A	実践事業は、パッケージ事業と実現事業を統合し一体的に行うものですから、基本的に考え方は同じです。 つまり、パッケージ事業で育成した人材を実現事業で活用するという趣旨も引き継ぎますから、重点分野が一致しているのが通常です。
18	Q	実践事業の上限額は各地域各年度当たり2億円となっていますが、標準額はありますか。
	A	標準的な規模の事業を実施する場合の事業費としては、パッケージ事業の1地域単年度当たり約3.5千万円、実現事業の1地域単年度当たり約2.5千万円を統合したものが実践事業なので、現時点では1地域単年度当たり約6千万程度(事業効率化を加味すれば6千万以内)を想定しています。 なお、事業費の内容等を精査しますので、事業規模に応じた適切な事業費を計上してください。 ※2つの事業を統合するので管理経費も統合となるので効率化が図れる。
19	Q	実践事業を実施に当たり既存事業の振替等は不可となっていますが、規模の拡大も認められないのでしょうか。
	A	地域における既存事業の単なる振替えや人員等の量的な拡大にとどまらない新たな事業内容と認められるものであり、かつ、実践事業の趣旨に合致する事業であれば、実践事業の対象とすることは可能です。
20	Q	実践事業を実施するに当たり、基本メニューのみで実施した後で再度実践事業に応募、実施することは可能でしょうか。また、実践メニューのみで実施することを認めていない理由はあるのでしょうか。
	A	実践事業を実施した後でも再度の応募、実施は可能です(再々応募については現時点では検討中)。 また、実践事業について委託費総額(消費税を除く。)の3割以上を基本経費とすることを要件としている理由は、あくまでも地域求職者等の人材育成等による就業機会の拡大と雇用拡大に資する支援が主たる目的であるため、単に実践メニューのみの実施は起業(創業)支援等となり、厚生労働省以外の政策と重複するため認めていない。

21	Q 実践事業のモデルケースとしては、どのようなものになりますか。ポイントを教えてください。 A 例えば、実践事業の単年度総額を1,000万と仮定した場合には、基本経費は300万以上（最低3割以上が要件＝パッケージ事業相当分）、実践経費（実現事業相当分）は700万以下となります。 また、実践事業のポイントは、基本メニューと実践メニューの連携にあります。例えば、 ① 基本メニューの人材育成メニューで育成した人材を実践事業で雇用 ② 実践メニューで開発した商品やノウハウを雇用拡大メニューのセミナーに組み込み地域企業等へ提供 ③ 基本メニューの人材育成、雇用拡大、実践メニューを活用した者を基本メニューの就職促進メニューの面接会等で再就職に結びつける など、人材や知識等を効率的に各メニューで連携活用することができます。
22	Q 提案した事業構想の選択基準はどのようなものでしょうか。また、選択されないケースもあるのでしょうか。 A 事業構想の主な審査ポイントは以下のとおりです。 ① 地域の取組 市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いこと。 ② 事業の内容 事業の内容が、①の地域の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、①の取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が求職者等に広く利用され、かつ、設定した目標の実現可能性が高いこと。 ③ 雇用創造効果 適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれること。また就職者一人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いこと。 ④ その他 実践メニューを実施する場合、成果物等の公開セミナー等を雇用拡大メニューに組み入れていること。各メニューが連動していること。事業終了後の地域の取組等が期待できること。 など、費用対効果が高く効率的であること。なお、1人当たり経費は金額が低いほど評価が高く、150万円を超えると失格となります。 なお、選抜については、公平性・客観性を担保するため、有識者等から成る第三者委員会において行うこととしています。
23	Q 実践事業の終了後の取組方針が未定である場合は、構想書に未記入でも良いのでしょうか。 A 地域における主体的な雇用創造の取組方針等（予定・見込み）を記載してください。 本事業は事業実施期間を最大3年度間とすることにより、地域の創意工夫と各種施策との連携のもとに、中長期的な雇用創造の取組を地域が主体的に実施することについて、国が支援するものですから、事業実施期間後においても、実践事業での実施成果を踏まえて、地域で主体的に雇用創造に資する雇用対策の取組を継続して実施することを期待するものです。

24	Q 実践事業実施により見込まれる波及的な地域の雇用創造効果として、具体的にはどのようなものが考えられるのでしょうか。 A 実践事業は、基本メニューである人材育成関係と実践メニューである地域の雇用創出支援策で構成されています。まず基本メニューでは、地域求職者等に対する人材育成等を行うことにより再就職・創業支援・雇用拡大を目的としています。 次に、実践メニューでは、①事業に従事する者として地域求職者等を雇い入れる直接の雇用創出効果と②事業実施により地域経済等が活性化され関連事業への波及的な雇用創出効果を生み出す間接的雇用創出効果、という二つを目的としています。 実践メニューの具体的な例としては、 ・ 委託期間終了後、地域の第3セクター等で事業を継続し、対象労働者の継続雇用と新規の雇用創出。 ・ 委託期間終了後、再委託事業者において事業を継続し、対象労働者の継続雇用と新規の雇用創出。 ・ 委託事業により開発した地域ブランド商品に関するノウハウ等を活用し、地域の民間事業者等で事業を展開し新規の雇用を創出、又は実践事業に従事していた対象労働者により新規に創業 ・ 委託事業の成果物を活用した事業者に加えて、関連事業所等で新規の雇用創出等が想定されます。 実践事業の提案・実施に当たっては、このように事業終了後の地域における自立的な事業継続・事業展開とこれらに伴う波及効果的な雇用創出を十分に意識して取り組むことが大切です。
25	Q 対象労働者を協議会又は再委託事業者が事業に従事させるために雇い入れる場合に地域求職者等とすることが必要とありますが、加えてパッケージ事業又は実践事業による人材育成等の支援を受けた者である必要はあるのでしょうか。 A 実践事業は協議会等が事業に必要な人材を育成し、地域求職者等の就職促進や地域自ら雇用機会を創出し雇用失業情勢の改善を図ることを目的としています。 このため、協議会等が地域求職者等を直接雇い入れることを事業の要件としているところです。 また、実践事業は人材育成等と雇用創出を地域自らが一体的に実施できるスキームになっていることや地域求職者の雇い入れを促進する観点から対象労働者はパッケージ事業又は、実践事業の人材育成メニュー等による支援を受けた者であることが望ましいですが、これに限らないこととしています。 ただし、対象労働者は事業を選抜する際の評価のポイントとなりますので御留意ください。
26	Q 対象労働者を1年以上の雇用契約、週の労働時間が概ね40時間の労働者と規定していますが、対象労働者以外の労働者を短期又は短時間勤務に従事させることは可能でしょうか。また、その場合、雇入れ要件(事業に従事する労働者の総数に占める対象労働者の割合が2分の1以上であること。)を確認する際の扱いはどうなるのでしょうか。 A 可能です。 ただし、対象労働者の要件は、事業に従事する労働者を安定的に雇い入れるためのものであり、対象労働者以外のその他の労働者についても、できる限り対象労働者と同じ条件とする必要があります。 また、雇入れ要件を確認する際には、短期又は短時間勤務に従事する労働者も原則として対象労働者と同様の数え方により事業に従事する労働者に含める扱いとなります。
27	Q 実践事業に従事する労働者を再委託事業者に従事する者も含めてカウントすることになっていますが、機器の修理やホームページの作成など数日間でする業務を請負又は再委託された事業者も対象となるのでしょうか。 A 必要となる期間が概ね10日以下の業務を請け負う事業者の労働者は、事業に従事する労働者としてカウントする必要はありません。 当該労働者に支払われた賃金は事業費に計上してください。

28	Q	実践事業を実施するにあたり、市町村単独版で応募した後で広域版に参画して応募することは可能でしょうか。（広域版→市町村単独版のケースを含む。）
	A	原則的には、不可です。ただし、平成24年度から実践事業が始まる訳ですから、当然平成22年度、平成23年度にパッケージ事業、実現事業を実施している地域は、他の疑義でも回答しているとおり、現在は応募が可能なので質問のケースがあり得ます。（したがって、原則的には、不可としています。）しかし、平成26年度には、実施地域すべてが実践事業になりますから同一事業実施期間中に応募することは出来ません。（市町村単独であれ広域版であれ実践事業実施期間中に同一事業への応募は出来ない。）つまり、平成26年度以降は例外なく不可となります。

29	Q 実践事業の事業メニューは、どのようなものとなるのでしょうか。 A 実践事業は、基本メニューと実践メニューで構成されます。基本メニューはパッケージ事業、実践メニューは実現事業に相当します。 【基本メニュー】・雇用拡大メニュー ・人材育成メニュー ・就職促進メニュー 【実践メニュー】・実践メニュー(実現事業に相当)
30	Q 実践事業では収益事業が可能になったということでしょうか。 A 実践事業は、あくまで国の委託事業なので事業の実施により収益を得ることを目的としたものではありませんので、事業利用者から収益を見込んだ対価を徴収することはできません。 理由として事業費に必要な経費は全て委託費より支弁することになっていますので、事業利用者から実費相当分等を対価として徴収することを禁止しています。 ただし、事業終了後の民営化等に向け、対価の金額等を検証する必要がある場合には、対価を徴収することができます(試験販売等)。この場合、徴収した対価は委託費と別に管理し精算時に全額を国に返還することになります。徴収した対価を使用することはできませんので御留意ください。
31	Q 実践事業での収益事業が可能となる要件とはどのようなものなのでしょうか。 A 協議会と労働局(国)の委託契約は複数年度契約で行いますので、協議会自体が収益を得ることができるようになった訳ではありません。 しかし、協議会と再委託事業者との契約が単年度契約となっており、かつ、実践メニューで開発した商品及びノウハウを基本メニューの雇用拡大メニューのセミナーで提供済みとなったものについては、再委託事業者は翌年度の4月以降の収益は返還不要となります。 なお、引き続き翌年度も同じ業者が再委託先になった場合は、前年度の受託事業と引き続き受託する事業との間で、資金面や帳簿類等を完全に区別することが必要です。 加えて、受託項目(受託内容)が同一でないことが必要です。 ※募集要項【実践メニュー】ニ 雇用実践メニュー 参照。
32	Q 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業は、収益を目的とした事業とならないのでしょうか。 A 想定される事業の例として示している地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業は、協議会が地域ブランド商品を開発し、開発した商品のサンプルを無料で配布し販路開拓を行うものとして考えています。 商品の価格を検証するため試行的に販売を行うことも可能ですが、販売の目的はあくまで価格の検証となり、収益を目的とすることはできません。 地域ブランド商品を開発する事業は、委託事業の終了後や商品の開発等を終えた段階で、基本メニューの雇用拡大メニューのセミナーで開発した商品に関するノウハウ等の提供を行うなどにより、民間企業等による生産、販売等を通じて収益を生み出すことが想定されますが、委託事業の実施期間中に、協議会(再委託事業者を含む。※)が直接収益を見込むものでなければ事業の対象にするものとしています。 また、協議会は開発した地域ブランド商品に関するノウハウ等を、基本メニューの雇用拡大メニューのセミナーで地域内の希望する企業等へ提供を行うなど、特定の者に利益を与えることにならないよう留意する必要があります。 ※再委託事業者の実施期間とは、協議会と当該事業者の契約期間。

33	Q	実践メニューで雇用していた者が実践メニューで開発した成果物等のノウハウや経験等を活かして創業する場合には、何か制約等があるのですか。
	A	実践メニューで実際に雇用されていた者がそのノウハウや経験等を活かして創業することに問題はありません。 ただし、成果物等のノウハウ等の提供が地域になされていることが必要です。実践事業で開発された成果物等は地域に公表することになっていますから、公表前に関係者であった者が創業することは認められません。 公表前のノウハウ等は協議会に帰属しますから個人が公表前にそれらを使用することは出来ません(再委託契約書等に公表前のノウハウ等は協議会に帰属する旨を附記することが必要。)
34	Q	実践メニューで空き店舗等を活用して飲食店を運営する事業を実施したいと考えています。実践事業の対象になるのでしょうか。
	A	実践メニューは、事業に従事する者として地域求職者等を雇い入れる直接の雇用創出効果と事業実施により地域経済等が活性化され関連事業への波及的な雇用創出効果が見込まれる事業等を協議会が実施するものです。 また、収益事業を直接目的としたものではないので、協議会が飲食店を直接的に運営する事業は、上記の考え方、また、利用者から対価を徴収することが前提となること等から、実践事業の対象として適当なものではないと考えています。
35	Q	企画した旅行商品の効果を検証するため、モニターツアーを実施したいと考えています。広く一般人を参加者として募集し、ツアー料金を徴収せずに実施することは可能でしょうか。
	A	一般の方を対象としてモニターツアーを実施することに問題はありませんが、委託費から参加者の地域までの交通費や宿泊費を支弁することは適当ではありません。 委託費から支弁する経費は、地域内で参加者が体験するイベント等に必要な経費のみとし、地域までの交通費や宿泊費は参加者がそれぞれツアーリストやホテル等に支払う方法等により実施してください。また、参加者からツアー料金を徴収し、事業費として使用することはできませんので御留意ください。 なお、詳細な検証を目的に、専門家等をモニターツアーへ招聘する場合の経費は、全額を委託費から支弁できるものとします。
36	Q	実践事業の実践メニュー実施により開発した商品は、委託期間が終了するまで、当該商品に関するノウハウ等を、地域内の希望する企業に提供することはできないのでしょうか。
	A	実践事業の実践メニューで商品開発等の事業を行う場合は、事業実施により開発した商品に関するノウハウ等を地域内の企業等へ提供することにより、地域における事業展開と雇用機会の拡大につなげていくことが期待されるものです。 このため、委託期間が終了する前であっても、個々の商品開発等を終えた段階で、速やかに基本メニューの雇用拡大メニューのセミナーで当該商品に関するノウハウ等を地域内の企業等へ提供することが可能です。 ただし、その際には、地域内に広く周知を行い、地域の希望する企業の全てに提供するなど、特定の者に利益を与えることにならないよう公正に取り扱うよう留意する必要があります。 また、できるだけ事業構想書や採択後の委託契約の事業実施計画書に、開発した商品に関するノウハウ等の提供を予定している時期や予定している提供方法等を記載するようにしてください。

37	Q	他の補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して実践事業を実施することは可能でしょうか。観光の振興を通じて雇用創出を図るため市から燃料代の補助を受けて運行しているコミュニティバスを試行的に観光客向けの路線に運行させる事業を実施したいと考えています。
	A	他の補助金等と、同一の経費を重複して支給対象にするものでなければ、当該補助金等の支給を受けて運営する施設や事業を利用して実践事業を実施することができます。 この事例の場合、燃料代のうち市の補助と重複する部分は委託費の支給対象となりませんが、その他のコミュニティバスの運行に係る経費を実践事業から支弁、又は、協議会が自己負担することにより事業を実施することができます。 ただし、市の補助金の支給規定等に反する場合はこの限りではありません。
38	Q	事業推進員や実践支援員が、研修のために海外視察に行くことは可能でしょうか。
	A	不可。 当該事業は地域求職者等の就業機会の拡大や地域の活性化に伴う雇用の拡大に資することを趣旨としている。海外視察等の国外での事業は想定していない。
39	Q	実践メニューの中で、海外にアンテナショップを設置すること及び販路開拓として短期間、実践支援員を海外に常駐させることは可能でしょうか。
	A	不可。 当該事業は地域求職者等の就業機会の拡大や地域の活性化に伴う雇用の拡大に資することを趣旨としている。海外等の国外での事業は想定していない。
40	Q	アンテナショップの運営はできないのでしょうか。
	A	アンテナショップは、地域の特産品の提供販売を行うことが主たる目的になっており、委託事業で行うには様々な問題が出てきますので基本的に認められていません。期間限定かつ実践メニューの開発商品等の試験販売の場として活用することは問題ありませんが、アンテナショップそのものを運営する経費を委託費から支出することはできません。また、期間限定かつ実践メニューの開発商品等の試験販売の場として活用する場合についても、事業推進員、実践支援員は委託費で手当てされている者なので、試験販売以外の業務に携わることを禁じられることになります。
41	Q	就職相談員やカウンセラーの配置は認められないのでしょうか。
	A	ハローワークとの連携や自治体による無料職業紹介、相談員の配置などと重複するので常駐は認めていません。
42	Q	実践メニューではどのような成果物が必要なのでしょうか。
	A	事業の目的である雇用の創出に資する成果物であることが必要です。例えば、調査研究ということであれば成果物は報告書等となりますが、その報告書自体には雇用創出するという結果は出ませんので、その成果物により何らかの雇用創出があるということが必要になります。このため、「見込む」「予定」「期待」という構想では単なる調査研究事業となり実践メニューには不適格と判断される可能性が高くなります。 つまり、①成果物を使った創業や事業拡大による就業者増(＝直接効果)、②直接効果があった事業所等の取引増に伴う周辺事業所での就業者増等(＝波及効果)、のいずれかもしくは両方が達成できる可能性が高い事業構想になっているかがポイントです。

43	Q	少子高齢化問題は、地域課題や特性としては認められないのでしょうか。
	A	少子高齢化問題は、国全体の問題であり地域特性や課題としては原則認めていません。地域の高齢化率が全国でも上位である地域は認められる場合があります。その他、地域が特化して行う計画等との連携がモデル性や独自性を有している場合も認められる可能性があります。
44	Q	医療・福祉関係の人材育成は一切認められないのでしょうか。
	A	多くの地域から医療・介護・福祉の人材育成について問い合わせがありますが、原則認めていません。理由としては、募集要項にもあるように既に国や自治体を実施しているもの等の組み替え、振替は認めていないためです。現在、多くの地域で介護ヘルパー等の講習等が基金事業や国(県)の基金訓練、求職者支援制度の認定訓練等に指定されていることから確認が必要です。

【目標に関する事項】

45	Q	アウトプット、アウトカムについて教えてください。
	A	雇用創造目標であり、事業評価の対象とされます。 ① アウトプット指標 - イ 雇用拡大メニュー等事業主等を対象とする事業・・・利用企業数 - ロ 人材育成メニュー・・・利用求職者等の人数 - ハ 就職促進メニュー・・・利用求職者等の人数 ② アウトカム指標(雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニュー、実践メニュー)事業利用求職者等の就職者数等(雇用形態別[常用労働者、常用労働者以外、創業者])に設定する。)であり、①、②については、各年度、各事業ごとに目標を設定することとします。 (注1) 雇用拡大メニュー(事業主を対象とする事業)については、事業利用企業による雇入れ数をアウトカム指標とします。 (注2) 実践メニューについては、対象労働者の雇入れ数等をアウトカム指標に加えることとします。 (注3) ②のアウトカム指標には、事業を利用する前に雇用されている在職者はカウントできませんのでご注意ください。(在職求職者で、事業の利用を経て転職・創業した場合はカウント可。) なお、新規学卒者の就職者数はアウトカム指標に含めることはできません(セミナー受講時点で既卒の場合を除く。)。また、ホームページ、チラシ、広報紙等、単なる周知広報のみによる就職(当該事業の研修・講習等を受けていない者)をアウトカム指標とすることはできません。
46	Q	事業継続の可否の判断について教えてください。
	A	事業の実施期間は最大3年度間ですが、各年度毎に中間評価報告書の内容について委員会に諮った上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定します。 なお、委託事業の取消しの要件は、募集要項の8事業評価をご覧ください。 ※ 全国的に雇用失業情勢が厳しい間、具体的には一般又は常用の有効求人倍率の全国平均が0.67倍以下となる年度(当該年度の4月を基準とする。)については、取消要件中の指標9割を8割に緩和するものとする。
47	Q	アウトカム指標の目標設定を事業実施期間の途中で変更することはできるのでしょうか。また、内訳の常雇と常雇以外の割合を変更することはできるのでしょうか。
	A	原則不可。 当該事業は提案された構想書を第三者委員会で審査、採択されて委託されるものであることから、途中で目標設定を変更することは特別な事情等がなければ認められない。 また、常用と常用以外の割合も同様である。 しかし、常用と常用以外の割合は事業評価の対象となっていないので継続評価の対象とならないが、事業を実施するに当たり常用:常用以外の割合は6:4を目標にしていきたい。

【経費に関する事項】

48	Q	事業推進員及び実践支援員の「定期健康診断料」を基本経費、実践経費にそれぞれ計上してよいですか。
	A	労働安全衛生規則に基づいて行う定期健康診断については計上できます。
49	Q	講師謝金や協力者(企業含む。)等への謝金について、基準はあるのでしょうか。
	A	謝礼についての明確な基準はありません。しかしながら、一般的に講演等を主に業として行っている方々は、受託する際に基準を設けているようです。 それ以外の方は大学等の有識者や企業等に属している識見者となりますから、講演等以外に収入があり、講演等が主たる収入源となっていない場合が大半です。 従って、10万以上の謝金を支払う場合は、講演等を主たる業(収入源)としている又は、特別な理由が存在するものと解しますので、その理由を附記していただくようにしています。(芸能人や有名人などの著名な人に講師を招聘すると講演料が跳ね上がります。) また、これまでの実績等から地元を中心として活躍されている講師の方なら、5万円程度、全国で繰り返されている方なら10万円程度が講師謝金の目安となります(協力者や企業への謝礼は1万～5万以下)。
50	Q	協議会の開催に係る経費を委託費(管理費)から支出することは可能でしょうか。
	A	実践事業の円滑な実施に資するよう、事業内容の検討やコンセンサス形成のために開催される協議会については、その開催に係る経費(協議会メンバー以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等)を実践事業の対象とすることができます。 ただし協議会については、もともと自主的に設置された性格のものであるため、そのメンバーの出席謝金は実践事業の対象とはなりません。 また、実践事業に関係しない事項についての検討やコンセンサス形成のために開催される協議会(例えば、実践事業との関係が見られない地域再生計画関連支援措置に関する検討等)については、実践事業の対象とはなりません。
51	Q	実践事業の実践メニューに要する経費の総額に占める事業費(実践支援員費)の割合が2分の1以上であることが要件となっていますが、実践メニューに要する経費の総額に消費税は含まれるのでしょうか。
	A	含まれません。 消費税を除く事業費(実践支援員費)と実践経費を加算した額が事業に要する経費の総額となります。事業費(実践支援員費)1千万円、実践経費1千万円、消費税1百万円の合計額2千1百万円の事業を実施する場合、合計額2千1百万円から消費税1百万円を引いた2千万円が事業に要する経費の総額となり、その2分の1となる1千万円が当該事業費(実践支援員費)の要件を満たす金額となります。
52	Q	事業推進員や実践支援員の超過勤務手当の不足が発生した場合、事業費からの流用(経費配分の変更)は可能でしょうか。
	A	不可。 管理費と事業費の配分変更はできない。
53	Q	人材育成メニューの研修の中で、検定試験料を委託費から支出することは可能でしょうか。
	A	不可。 あくまでも講習・研修等による人材育成等が目的である。講習・研修等の成果となる試験等の受験による検定料、試験料等は自己負担となる。

54	Q	協議会事務局用施設や実践メニューで必要な施設を民間等から賃借する場合、仲介手数料、敷金・礼金、更新手数料等を委託費から支出して良いか。
	A	不可。 委託費により支弁できるものは、原則、事業の実施にあたって真に必要なもののみに限定されるものである。 したがって、事業の実施期間中の賃借料、光熱水料等を委託費から支弁することは可能であるが、賃借する際の仲介手数料や敷金・礼金、契約更新の際の更新手数料等の保証金的性格を有するものは、事業実施にあたって必ずしも必要な経費とは言えないため市町村や協議会にて支弁するものとする。

【再委託に関する事項】

55	Q 実践事業の再委託に当たってはどのような点に留意すべきでしょうか。 A 実践事業の実施者はあくまで協議会であることから、仮に事業実施の一部を再委託する場合であっても、協議会は再委託事業者の事業の実施状況・経理状況等を随時把握し、適切に管理する必要があります。 特に再委託事業者の行っている自主事業等と実践事業との区分経理の徹底を図ることや再委託事業者が行っている自主事業等の実践事業以外の業務に対象労働者を従事させないこと等をはじめ、協議会は適切な管理を行ってください。 なお、再委託事業者の選定に当たっては、原則として公募による競争的手続きにより選定することが必要です。
56	Q 実践事業の一部を対象地域外の企業へ再委託したいと考えています。実施することは可能でしょうか。 A 可能です。 ただし、雇入れ要件(事業に従事する労働者のうち2分の1以上を新たに雇い入れた地域求職者等とすること。)を満たす必要がありますので御留意ください。
57	Q 第三セクターに事業を再委託したいと考えています。可能でしょうか。 A 可能です。 ただし、第三セクターが従来から実施している事業や当初より実施を予定していた事業は対象となりませんので御留意ください。第三セクターに事業を再委託することを想定している場合には、再委託理由書(様式第3号)等に本事業で実施する事業が新たに実施するものであること、第三セクターが従来から実施する事業を代用するものでないこと等を明記してください。
58	Q 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業を再委託して実施したいと考えています。中核となる事業者に一括して事業を再委託し、当該再委託事業者が再々委託することにより事業を実施することは可能でしょうか。具体的には、コンサルティング企業に商品の企画立案等を含めた事業の全てを再委託し、当該コンサルティング企業がマーケティングリサーチや商品の生産を調査会社や生産会社に再々委託することを考えています。 A 商品の企画立案業務を再委託することは可能ですが、再委託事業者が委託された事業の一部又は全部を再々委託することはできません。 この事例の場合、コンサルティング企業が実施する業務の範囲は商品の企画立案に限られ、企画立案を進める上でマーケティングリサーチ等が必要となる場合には、コンサルティング企業よりその旨の報告を受けた協議会が必要性を判断し調査会社等へ再委託する必要があります。 コンサルティング企業から調査会社等へ業務を委託することはできませんので御留意ください。 また、委託費の管理や事業の進行管理を含めた事業の全てを再委託することもできませんので御留意ください。

【その他の事項】

59	Q	配布した商品サンプルや提供した業務の結果により事故が生じた場合の賠償責任等はどのようなのでしょうか。
	A	配布した製品や提供した業務の結果により第三者に損害が生じた場合、協議会又は再委託事業者に事業の実施者としての損害賠償責任が生じることがあります。 無料で製品を配布する場合やサービスを提供する場合も製造物責任等を問われるおそれがありますので、協議会又は再委託事業者は生産物賠償責任保険に加入するなど所要の措置を講じてください。 また、当該保険料は委託費から支弁することができませんので、御留意ください。
60	Q	実践事業の実践メニュー実施により開発した商品に関し、協議会が知的財産権を取得する場合、当該知的財産権をどのように取り扱えばよいのでしょうか。
	A	実践事業の実践メニュー実施により開発した商品に関し、協議会が取得する知的財産権は、以下の(1)～(4)の全ての規定を遵守することを書面で国(労働局)に届け出た場合、協議会に帰属させることができます。 (1) 知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、国(労働局)に報告を行うこと。 (2) 国が公共の利益のために要請する場合、国に対し取得した知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。 (3) 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、国の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。 (4) 協議会が解散等した場合、当該知的財産権を事業の目的に従い希望する地域の関係者(協議会の構成員である市町村等)に譲渡するなど、公正かつ公平な取扱いを行うこと。 協議会は、取得した知的財産権を公募により希望する地域内の企業等に公正かつ公平に実施許諾を行うなど、事業目的に従い地域の雇用機会の拡大のために有効に活用してください。 なお、上記により協議会に帰属した知的財産権は、委託期間が終了する前であっても、速やかに地域内の企業等を実施許諾を行うことも可能です。